

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の製造基準等検討項目

物質名 (分類) <評価値の位置づけ>	食品安全委員会の評価結果	水道法水質基準等の評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	WHO 飲料水 水質ガイドライン	基準値案 (現行基準)
鉄 (金属類) <性状>	TDIは算出されていない。 ※鉄の摂取量に関する上限値と比較し、ミネラルウォーター類、水道水、食事等から鉄摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと評価。	平成 15 年改正において、0.3 mg/L 以上で洗濯物や便器にしみが付くことから、味覚及び洗濯物への着色の観点から評価。 <u>評価値：0.3 mg/L (＝水質基準値)</u> <水道法に基づく検査方法> フレイムレス-原子吸光光度法、フレイム原子吸光光度法、ICP 法、ICP-MS 法	基準値なし	基準値なし (※飲料水中では、健康に対する問題となる濃度で存在しない。)	<u>基準値削除</u> (0.3 mg/L)
カルシウム・マグネシウム等 (硬度) (金属類) <性状>	TDIは算出されていない。 ※カルシウム： カルシウムの摂取量に関する上限値と比較し、ミネラルウォーター類、水道水からのカルシウム摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと評価。 ※マグネシウム： マグネシウムの摂取量に関する上限値と比較し、ミネラルウォーター類、水道水からのマグネシウム摂取によって健康影響が生じるリ	平成 15 年改正において、石鹸の泡立ち等への影響を防止する観点から評価。 <u>評価値：300 mg/L (＝水質基準値)</u> また、おいしい水の観点から評価。 <u>評価値：10～100 mg/L (＝管理目標値)</u> <水道法に基づく検査方法> フレイム-原子吸光光度法、ICP 法、ICP-MS 法、イオンクロマトグラフ法、滴定法	基準値なし	基準値なし (※飲料水中では、健康に対する問題となる濃度で存在しない。)	<u>基準値削除</u> (300 mg/L)

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	WHO 飲料水 水質ガイドライン	基準値案 （現行基準）
	<p>スクは低いと評価。</p> <p>※硬度： 上記の結果より、カルシウム・マグネシウム等（硬度）を規定しない場合、<u>ミネラルウォーター類からのカルシウム及びマグネシウムの摂取によって健康影響が生じる</u>リスクは低いと評価。</p>				